

食 品 安 全 委 員 会 第 206 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 19 年 9 月 13 日 (木) 14:00 ~ 14:46

2 . 場 所 委員会大会議室

3 . 議 事

(1) 添加物専門調査会における審議状況について

・水酸化マグネシウムに関する意見・情報の募集について

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

・クロマフェノジドに関する意見・情報の募集について

・メトキシフェノジドに関する意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・農薬「アメトリン」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統(飼料)」

に係る食品健康影響評価について

(4) 「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針」(暫定版)

について

(5) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等 (平成 19 年 8 月分) について

(6) その他

4 . 出席者

(委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員

(事務局)

齊藤事務局長、大久保総務課長、北條評価課長、西村勸告広報課長、

酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

5 . 配布資料

資料 1 添加物専門調査会における審議状況について

- 資料 2 - 1 農薬専門調査会における審議状況について<クロマトフェノジド>
- 資料 2 - 2 農薬専門調査会における審議状況について<メトキシフェノジド>
- 資料 3 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- 資料 3 - 2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- 資料 4 「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（暫定版）」について
- 資料 5 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 19 年 8 月分）について

6．議事内容

○見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 206 回会合を開催いたします。本日は 6 名の委員が出席です。

会議全体のスケジュールにつきまして、お手元の資料に食品安全委員会第 206 回会合議事次第がございますので、御覧いただきたいと思います。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は 7 点でございます。資料が多数ありますので、一部は資料番号のみの読み上げとさせていただきます。

資料 1 が「添加物専門調査会における審議状況について」。

資料 2 - 1 及び 2 - 2 が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料 3 - 1 が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」

資料 3 - 2 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 4 が「『食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（暫定版）』について」。

資料 5 が「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 19 年 8 月分）について」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

それでは、議題に入らせていただきます。「（１）添加物専門調査会における審議状況について」でございます。添加物、水酸化マグネシウムにつきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。事務局から説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料 1 に基づいて御説明いたします。

水酸化マグネシウムにつきましては平成 18 年 3 月 9 日、厚生労働大臣から添加物の指定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。食品安全委員会につきましては、添加物専門調査会におきまして、3 回御審議をいただきまして、本日評価書

案が提出されたものでございます。

それでは、評価につきましての概要を御説明いたします。評価書案の３ページをお開きいただきたいと思います。水酸化マグネシウムでございますが、栄養補助食品あるいは食品の pH 調整剤、色調安定剤等として、欧米諸国などで広く使用されているものでございます。

我が国におきましては、マグネシウム塩の食品添加物は、塩化マグネシウム、炭酸マグネシウム、硫酸マグネシウムなどが指定されておりました、広く食品への使用が認められているものでございます。水酸化マグネシウムにつきましては、我が国においてはまだ指定をされておられませんけれども、いわゆる国際汎用添加物といたしまして、今回、厚生労働省から指定に向けた検討を行うということで食品健康影響評価が依頼されたものでございます。

４ページにまいりますけれども、水酸化マグネシウムの安全性評価につきましては、水酸化マグネシウム自体の資料以外に、塩化マグネシウムであるとか、関連するマグネシウム塩の資料に基づいて安全性の評価が行われております。

「５．安全性」の体内動態に書いてございますように、水酸化マグネシウムそのものの吸収に関する研究というものは極めて少ない。しかしながら、水酸化マグネシウムを摂取した後、大部分が胃酸によって水溶性の高い塩化マグネシウムになるとされているところでございます。また、酸化マグネシウムも加水分解を受けた後、最終的には炭酸マグネシウムあるいは塩化マグネシウムになるとされている。これによりまして、水酸化マグネシウムの毒性評価において、これらの関連するマグネシウム塩の資料を使うことは可能であろうという前提で評価が行われているものでございます。

「（１）体内動態（吸収、分布、代謝、排泄）」につきまして、文献的な資料をまとめて４ページ、５ページ、６ページと記載がされております。説明の方は省略をさせていただきたいと思います。

７ページにまいりまして「（２）毒性」に関する評価でございます。

まず、急性毒性についての評価でございますが、これにつきましては、マウス及びラットを用いた水酸化マグネシウムの単回経口投与による試験成績が提出をされております。

次に、反復投与毒性及び発がん性に関する試験成績でございますけれども、水酸化マグネシウム自体の反復投与毒性及び発がん性について、検討した試験というものはございませんが、その他の塩類による試験成績がまとめられております。

８ページにまいりまして、塩化マグネシウムによる試験成績といたしましては、ラット

に塩化マグネシウムを 90 日間混餌投与した試験、あるいはマウスに塩化マグネシウム六水和物を 13 週間混餌投与した試験成績、それからマウスに塩化マグネシウム六水和物を 96 週間混餌投与した試験成績、さらには、9 ページにまいりまして、ラットにリン酸三マグネシウム八水和物を 90 日間混餌投与した試験成績、これらが提出をされているところでございます。毒性につきましては、特に大きな問題となる所見というものは観察されておられません。

続いて「生殖発生毒性」でございますけれども、これにつきましても水酸化マグネシウム自体の繁殖毒性試験あるいは催奇形性試験の報告はございません。塩化マグネシウムにつきましては、ラットを用いました塩化マグネシウム六水和物を妊娠 6 から 15 日の間、1 日 1 回強制経口投与をした試験成績、あるいは硫酸マグネシウムでございますけれども、ラットに硫酸マグネシウムを妊娠 15 から 20 日の間、1 日 3 回皮下投与した試験成績、こういうものが提出をされております。

結果といたしましては、マグネシウム塩につきまして、雌雄のラット又はマウスの生殖能に影響を与える可能性は低いという結論となっております。

続いて「遺伝毒性」でございますけれども、これらにつきましても幾つかの試験成績が提出をされております。水酸化マグネシウムについての復帰突然変異試験の成績、あるいは塩化マグネシウムにつきましても復帰突然変異試験。それから、塩化マグネシウム六水和物についての染色体異常試験、こういう成績が提出をされております。また、炭酸マグネシウムを用いました復帰突然変異試験あるいは染色体異常試験。

11 ページにまいりまして、硫酸マグネシウムを用いました復帰突然変異試験。それから、染色体異常試験。更に、ステアリン酸マグネシウムを用いました骨髓小核試験。こういう試験成績が提出されておりますけれども、いずれにおきましても、試験結果といたしましてはすべて陰性ということでございまして、結論といたしましては、水酸化マグネシウムには生体にとって特段問題となるような遺伝毒性はないものと考えられたというところでございます。

ヒトにおける知見といたしまして、11 ページから 12 ページに記載をされております。委員の先生方には御案内のとおりでございますけれども、水酸化マグネシウムは 800mg 以下/日の投与については制酸剤として、2 から 4 g/日の投与では下剤として使用されるというものでございます。

病態の患者における報告についてもまとめられておりますけれども、腎機能低下のある成人については高マグネシウム血症の臨床症状が見られております。

また、腎機能が十分完成していない新生児につきましては、水酸化マグネシウムを高用量投与した場合でございますが、高マグネシウム血症の重篤な症状が見られたとの報告もあります。

「６．国際機関等における評価」でございますけれども、まず「（１）JECFAにおける評価」については、1965年の第９回会議におきまして、使用量の制限は必要ないとして、水酸化マグネシウムについては「ADI not limited」という評価がされているところでございます。

また、1985年の第29回会議においても「ADIを特定しない(not specified)」という確認をしているところでございます。なお、小児においてはマグネシウムイオンに対する感受性が高いこと、及び腎機能低下を有するヒトでは投与されたマグネシウム15から30%が体内に貯留されて有害影響を起こす可能性があることについても指摘をしているところでございます。

それから、米国食品医薬品庁(FDA)でございますけれども、米国では、いわゆる GRAS 物質として1985年に連邦規則集に記載をされているということで、栄養補助食品や pH 調整剤、加工助剤として必要量の使用ができるということになっております。

また、「（３）欧州食品科学委員会(SCF)における評価」といたしましては、1990年にマグネシウムを含む陽イオンにつきましては「特定しない(not specified)」とされているところでございます。

「７．一日摂取量の推計等」につきましては、我が国の「平成16年国民健康・栄養調査結果の概要」によりますと、マグネシウムにつきましては、食品から十分量が摂取されていると考えられるところでございます。

同じく平成16年度の厚生科学研究によりますと、食品添加物として摂取するマグネシウム塩は、全マグネシウム摂取量の約2.6%程度で考えられるとされているところでございます。

また、表２のところに記載がございますけれども、日本人の食事摂取基準におきまして、その上限については特に設定をしておりませんが、下痢の発症を指標として、成人については350mg/日、8歳以上の小児に対しては5mg/kg体重/日ということを設定しているところでございます。

このような評価の資料を基に、添加物専門調査会の審議の結論が出されているわけですが、結論といたしましては、水酸化マグネシウムが添加物として適切に使用される場合、安全性については懸念がないと考えられ、１日摂取許容量を特定する必要はない

と評価したという結論になっております。

ただ、付帯的な意見といたしまして、小児においてマグネシウムに対する感受性が高いこと、それから、乳幼児から小児においては食事由来の摂取量が推奨量を上回る可能性が示唆されていることから、乳幼児、それから小児がマグネシウムを過剰に摂取することがないように注意喚起の表示等を行うなど、適切な措置が講じられるべきであるという付帯意見が付けられているところでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

○小泉委員 ちょっと誤字だけ。４ページの「吸収」のところの２行目。「単一胃の動物」は「単胃動物」ですね。

それから、１１ページの「(ステアリン酸マグネシウム)」と書いているところの２行目。「幼弱」の「弱」は「若」という字に直してください。

以上です。

○北條評価課長 そこは修正させていただきます。

○見上委員長 外にございませんか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

次の議題に移らせていただきます。「(２)農薬専門調査会における審議状況について」でございます。クロマフェノジド及びメトキシフェノジドにつきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。事務局から説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料２－１と２－２に基づいて御説明いたします。

まず、資料２－１でございます。クロマフェノジドの評価書案でございます。

評価書案の３ページをお開きいただきたいと思います。クロマフェノジドにつきましては、１９９９年１２月２７日に初回農薬登録が行われておりまして、２００５年１１月２９日に残留農薬基準が告示をされております。

２００７年３月５日に厚生労働大臣より残留基準（暫定基準）設定に係る食品健康影響評価について、要請があったものでございます。

その後、２００７年４月２日には農林水産省より適用拡大申請がなされまして、これに伴い、４月９日に厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請がございました。

さらに、本年の6月22日でございますけれども、農林水産省より魚介類に対する基準設定依頼が追加で行われております。

評価の内容について御説明いたします。

6ページ、クロマフェノジドは日本化薬、それから三共アグロによって開発をされましたアシルヒドラジン系の殺虫剤でございます。昆虫の脱皮を促進するエクダイソン様の作用を示し、鱗翅目昆虫の異常脱皮を促すことにより殺虫効果を現すものでございます。

7ページから毒性等に係る評価の内容が記載されておりますが、クロマフェノジドにつきましては農薬抄録を基に、毒性に関する科学的な知見が整理をされているところでございます。

まず「1. 動物体内運命試験」につきましては、ラットを用いまして、薬物動態試験、排泄、組織内分布、それから代謝物同定・定量というものが行われております。動物体内運命試験の結果、クロマフェノジドは、速やかに吸収され、排泄をされるということで、主な排泄経路は糞中排泄でございます。

「2. 植物体内運命試験」でございますが、これにつきましては、イネ、大豆、それからりんごを用いて試験が行われております。基本的な結果といたしましては、主要残留成分というのはクロマフェノジドということで、果実等への移行性というものはほとんどないと考えられるものでございます。

10ページにまいりまして「3. 土壌中運命試験」。

12ページにまいりまして「4. 水中運命試験」。

13ページにまいりまして「5. 土壌残留試験」というものがそれぞれ実施をされております。

「6. 作物等残留試験」でございますけれども、まず「(1) 作物残留試験」につきましては、果物、野菜及び茶を用いまして、作物残留試験が実施されておりました。結果は後ろの方の別紙3にまとめられております。

「(2) 魚介類における最大推定残留値」でございますけれども、これは前回も御説明いたしましたけれども、厚生労働科学研究費補助金による研究班がまとめた方法によりまして、環境中予測濃度(PEC)、それから生物濃縮係数(BCF)を基に魚介類の最大推定残留が推定されておりました。0.059ppmという残留値が推定をされているところでございます。

14ページにまいりまして「9. 一般薬理試験」の成績については、表5のところにまとめられております。

15 ページにまいりまして「10. 急性毒性試験」につきましては、原体、それから代謝物及び原体混在物を用いて検討がなされております。

また、「11. 眼・皮膚に対する刺激性及び皮膚感作性試験」につきましては、軽度の眼刺激性が認められたが、皮膚刺激性は認められなかった。また、軽度の皮膚感作性が認められたという結果が得られております。

「12. 亜急性毒性試験」でございますが、亜急性毒性試験につきましては、ラットを用いた 90 日間亜急性毒性試験、マウスを用いました 90 日間亜急性毒性試験、それからイヌを用いました 90 日間亜急性毒性試験がそれぞれ実施をされておりました、結果につきましては、表 8 から表 10 のところに記載をされているとおりでございます。

18 ページにまいります。「13. 慢性毒性試験及び発がん性試験」につきましては、まずイヌを用いた 1 年間の慢性毒性試験が実施をされております。それから、ラットを用いました 2 年間の慢性毒性/発がん性併合試験と、マウスを用いました 18 か月間の発がん性試験が実施をされておりますけれども、結果といたしましては、両試験とも発がん性は認められなかったという結果になっております。

「14. 生殖発生毒性試験」につきましては、ラットを用いた 2 世代繁殖試験が実施されておりました、繁殖能に対する影響は認められなかったという結論になっております。また、ラットとウサギを用いました発生毒性試験が実施されておりました、それぞれ催奇形性は認められなかったという結論になっております。

「15. 遺伝毒性試験」につきましては、表 15 と表 16 にまとめられておりますけれども、*in vitro* と *in vivo* の試験によりまして、原体と代謝物及び原体混在物について、それぞれの試験が実施をされておりました、すべて陰性の結果ということになっております。

23 ページに「III. 総合評価」がまとめられておりますけれども、先ほど御説明いたしました各試験の無毒性量などにつきましては、表 17 のところに整理をされております。農薬専門調査会は、各試験の無毒性量の最小値がイヌを用いた 1 年間慢性毒性試験の 27.2mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠といたしまして、安全係数 100 で除した 0.27mg/kg 体重/日を ADI と設定したという結論になっているところでございます。

続きまして、資料 2 - 2 のメトキシフェノジドについて御説明いたします。

評価書の 3 ページのところに「審議の経緯」がまとめられておりますように、このものにつきましては、2001 年 8 月 22 日に初回農薬登録がなされておりました、2005 年 11 月 29 日残留農薬基準の告示がなされております。2007 年 2 月 5 日に厚生労働大臣より残留基準(暫定基準)設定に係る食品健康影響評価について要請がなされておりました、さらに、

本年 6 月 22 日農林水産省より魚介類に対する基準設定の依頼があったものでございます。食品安全委員会につきましては、農薬専門調査会において 2 回の審議がなされているものでございます。

6 ページにまいりまして、メトキシフェノジドは、米国ローム・アンド・ハース社によって開発されたベンゾイルヒドラジン系の殺虫剤ということで、エクダイソン様の作用を示し、異常脱皮を促すことにより殺虫効果を現すものでございます。構造式等については、ここにお示しするとおりでございます。

毒性等に関する評価につきましては、7 ページ以降にまとめられておりますけれども、今回の評価に際しましては、農薬抄録、JMPR レポート、米国の EPA Federal Register、Health Canada Regulatory Note、それから豪州 NRA の評価書、こういうものをベースに評価が行われております。

まず「1. 動物体内運命試験」につきましては、ラットを用いまして薬物動態、排泄、分布、代謝物同定・定量が行われております。さらに、薬物動態につきましては、ヤギとニワトリの畜産動物を用いた試験も併せて検討をされているところでございます。動物体内運命試験につきましては、メトキシフェノジドでございますが、主として胆汁を経由して糞中に排泄されるものということでございます。

「2. 植物体内運命試験」につきましては、水稻、りんご、ぶどう、ワタを用いまして検討が行われております。

また、「3. 土壌中運命試験」、「4. 水中運命試験」、「5. 土壌残留試験」というものが検討されております。

「6. 作物残留試験」につきましては、メトキシフェノジド、それから代謝物の B 及び C 1 を分析対象といたしまして作物残留試験が実施をされておりました、結果につきましては、後ろの別紙 3 にまとめられているところでございます。

また、「(2) 魚介類における最大推定残留値」につきましては、これも先ほどのものと同じでございますが、環境中予測濃度 (PEC) と生物濃縮係数 (BCF) を基に、魚介類の最大推定残留値が算出されておりました、値としては 0.017ppm でございます。

「9. 一般薬理試験」につきましては、表 6 に記載のとおりの結果が得られております。

「10. 急性毒性試験」につきましては、原体については表 7、それから代謝物 B につきましては表 8 にまとめられております。このものにつきまして「(2) 急性神経毒性試験」が行われておりますけれども、神経毒性は認められなかったという結論になっております。

また、眼に対して軽度の刺激性を示すということではありますが、皮膚に対する刺激性

は認められなかった。あるいは皮膚感作性は認められなかったという結果が得られております。

「12. 亜急性毒性試験」につきましては、ラット、マウス、イヌを用いました90日間の亜急性毒性試験が実施をされております。それから、ラットを用いました90日間亜急性神経毒性試験と28日間の亜急性経皮毒性試験が実施をされております。所見につきましてはそれぞれのところに記載がされておりますけれども、メトキシフェノジドの影響は主に血液、肝臓、腎臓に認められるということでございます。

「13. 慢性毒性試験及び発がん性試験」でございますけれども、これにつきましてはイヌを用いました1年間の慢性毒性試験が実施されております。また、ラットを用いました2年間の慢性毒性/発がん性併合試験、マウスを用いました18か月間の発がん性試験が実施されておりますが、両試験とも発がん性は認められなかったという結果でございます。

「14. 生殖発生毒性試験」でございますが、ラットを用いた2世代繁殖試験、それとラット、ウサギを用いました発生毒性試験が実施をされております。結果は、繁殖能に対する影響は認められなかった、あるいは催奇形性は認められなかったという結果でございます。

「15. 遺伝毒性試験」でございますが、これにつきましては、原体及び代謝物につきまして *in vitro*、*in vivo* の試験が実施されておまして、すべて陰性の結果でございました。

こういう結果を基に、最後の「III. 総合評価」が25ページに記載をされておりますけれども、農薬専門調査会は各試験の無毒性量の最小値がイヌを用いた1年間慢性毒性試験の9.8mg/kg体重/日であったので、これを根拠として安全係数100で除した0.098mg/kg体重/日をADIと設定した。こういう結論を得ております。

資料2-1と2-2の品目については、本日御了解いただきましたら、委員会終了後、10月12日までの30日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問ございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、本2件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることとい

たします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。「(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

農薬1品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手续が終了しております。また、遺伝子組換え食品等1品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議が終了いたしております。

それでは、農薬アメトリンにつきまして事務局から説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料3-1に基づいて御説明いたします。

アメトリンにつきましては、3ページの「審議の経緯」のところに書いてございますけれども、2005年11月29日に残留農薬基準の告示がなされまして、その後、2007年3月5日に厚生労働省より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。農薬専門調査会におきまして2回御審議をいただき、その評価書案について、本年7月19日より8月17日まで国民からの意見・情報の募集を行ったところでございます。

結果につきましては、最後の「参考」のところに記載をしたとおりでございまして、期間中に御意見・情報はなかったということでございます。したがって、農薬専門調査会の審議結果でございますアメトリンの1日摂取許容量を0.072mg/kg体重/日と設定するという結果を、関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、御意見、御質問ございましたら、よろしく願います。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、アメトリンの1日摂取許容量を0.072mg/kg体重/日と設定するという事でよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、続きまして、遺伝子組換え食品等チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統(飼料)について説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料3-2に基づいて御説明をいたします。

本組換えトウモロコシ MON89034 系統につきましては、平成 19 年 2 月 19 日に農林水産大臣から遺伝子組換え飼料の安全性確認に係る食品健康影響評価について、要請があったものでございます。食品安全委員会につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におきまして 2 回審議をいただきまして、今回、評価書案が提出されたものでございます。

評価書の 3 ページをお開きいただきたいと思います。その「III 食品健康影響評価結果」の（b）のところにお示しをしているとおり、本年の 9 月 6 日の食品安全委員会におきまして、全く同じものを食品として用いることについての安全性審査を終了しておりまして、結果といたしましては、ヒトの健康を損なうおそれがないと判断をされているというものでございます。

また、この上の（a）に記載されておりますけれども、遺伝子組換え作物を飼料として用いた動物の飼養試験において、挿入された遺伝子若しくは当該遺伝子によって産生されるタンパク質が畜産物に移行することは、これまで報告されていないということで、これらを考慮いたしまして、このものにつきましては、最後の結論のところに書いてございましょうように、遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方に基づき食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全性上の問題はないものと判断されたという結論になっているものでございます。

したがいまして、このものにつきましては、通常行っております国民からの意見・情報の募集の手続を省略いたしまして、この結果を関係省庁に通知をしたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、御意見、御質問ございましたらよろしくお願いいたします。

よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 それでは、本件につきましては、国民からの意見・情報の募集は不要とし、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統については、遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方に基づき、食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全性上の問題はないものと判断するということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 それでは、次の議題に移らせていただきます。

「（４）『食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針』（暫定版）について」を、事務局から説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料４に基づいて御説明いたします。

資料４の別添の表紙を１枚おめくりいただきますと「検討の経緯」というものがまとめられております。このところに記載がございますように、食中毒原因微生物につきましては、平成１６年１２月１６日に食品安全委員会が自らの判断により食品健康影響評価を行うべき案件として採択をされたところでございます。それ以後、具体的な評価を行うに当たって、評価指針が必要であろうということで、微生物・ウイルス合同専門調査会におきまして、評価指針が検討をされました。

下の方にまいりますと、平成１８年６月１日ということになっておりますが、まず評価指針の本体、これについてはこの６月１日の食品安全委員会です承をされております。その後、今度は評価指針に付属する文書につきまして、微生物・ウイルス合同専門調査会の方で引き続き御検討をいただきまして、このものの付属文書案につきましては、本年８月２日に食品安全委員会に報告を行い、その後、評価指針案と同様に付属文書案についても、国民から意見・情報の募集の手続を行ったところでございます。

この結果、特に御意見・情報は寄せられておりませんでしたので、今回、さきの評価指針案と付属文書案を合体いたしまして、評価指針（暫定版）として確定をしたいと考えているものでございます。今後はこれに従いまして、さきの食品安全委員会の方でも御審議いただきましたけれども、カンピロバクター等の具体的な評価に入っていくということになるわけでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしく願いいたします。

この暫定版に関して、よろしいですか、

（「はい」と声あり）

○見上委員長 それでは、本委員会として報告のあった文書について「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針」（暫定版）として、取りまとめることにいたします。

微生物及びウイルス専門調査会においては、当面、この評価指針（暫定版）に基づいて

個別案件の評価を行っていただくとともに、科学の進歩に伴い必要に応じて、適宜、修正を加え、より完成度の高いものになるよう、引き続き努力していただくということにより、よりよいものになるようにしたいです。

(「はい」と声あり)

○見上委員長　ありがとうございました。

それでは、リスク管理機関に対してもこの評価指針(暫定版)が作成されたことについて、事務局からお知らせいただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「(5)『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等(平成19年8月分)について」でございます。事務局から説明願います。

○西村勸告広報課長　それでは、資料5に基づきまして、8月分の「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について、御説明いたします。

8月、1か月間の件数としましては、82件ございました。

内訳としましては、食品安全委員会が発行しております刊行物なりホームページ等、委員会についての問い合わせが12件。食品安全委員会のリスク評価なりファクトシート等についての、いわゆる食品の安全性関係が9件。食品の表示なり衛生管理に関する食品一般関係が55件。その他が6件ということになります。

主なものとしましては、BSEが7件、トランス脂肪酸関係が4件、輸入食品に関するものが10件、表示関係が12件という結果になっております。

あと問い合わせの多い質問等について、毎回Q & Aという格好でホームページに掲載しておりますけれども、今回はBSE関係の質問でありまして、日本国内でマトンを食べた場合に、変異型クロイツフェルトヤコブ病に感染した例はあるのでしょうかという質問がありました。

それに対する答えとしましては、国内外において、マトンを食べて変異型のクロイツフェルトヤコブ病に感染した例は、現時点で報告はありません。なお、日本ではリスク管理機関により、以下のリスク低減措置が講じられております。

めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症(TSE)対策としまして、平成16年2月に「と畜場法施行規則」を改正し、TSEの原因物質である異常プリオンたんぱく質が蓄積する部位である特定危険部位の除去及び焼却を義務化している。

一番最後の行になりますけれども、また、各都道府県において、牛と同様にと畜場におけるめん羊及び山羊を対象としたエライザ法というスクリーニング検査を、平成17年10

月から実施しており、現在まで陽性事例はありません。

さらに BSE 発生国からのめん羊及び山羊の国等の輸入は、家畜伝染病予防及び食品衛生法に基づき禁止されています。

以上のような答えを用意してあります。報告は以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の報告の内容あるいは説明事項につきまして、御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 外に議事ございますか。

○大久保総務課長 特にございません。

○見上委員長 ありがとうございます。

これで、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。それでは、以上をもちまして食品安全委員会第 206 回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、9 月 20 日木曜日 14 時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

また、明日 14 日金曜日 14 時から、新開発食品専門調査会が非公開で開催される予定となっております。

どうもありがとうございました。これで終了いたします。